

どろし

プールの季節です
泳ぎの練習
がんばるぞ！

Contents

- P 2 特集 ごみマナー
- P 4 各種委員委嘱 / マイナンバー
- P 5 役場職員・消防署職員採用試験
- P 6 自衛官募集
- P 7 村・県民税について
- P 8 道志村国民健康保険料の改正について
- P10 介護保険制度の改正について
- P12 熱中症対策 / 村内スポーツ団体活動紹介
- P13 見守り新鮮情報
- P14 村からのお知らせ
- P19 暮らしの情報
- P21 地域おこし協力隊
- P22 診療所だより / 足つぼケア
- P23 道志村トピックス / フォトコンテスト / 私の趣味
- P24 学校だより

道志村民憲章

私たちの七里は、緑と清流と歴史の郷です。
この地に生きること誇りをもち、平和な村
を築くため、ここに憲章を定めます。

私たちは

- 一、自然を愛し平和な村をつくります。
- 一、生産に励み豊かな村をつくります。
- 一、伝統を重んじ、教養を高め、文化の村をつくります。
- 一、人情といたわりの心を養い、福祉の村をつくります。
- 一、明るく健康で、活力ある村をつくります。

村内一斉清掃・一斉消毒

地域の方々、消防団など大勢の皆様のご協力により、本年度も実施できました。ありがとうございました。



Let's ごみマナー

ごみについて考えよう

ごみマナーとは・・・

毎日の生活の中で、ごみを排出することは避けられないことですが、ごみ出しのルールを守ることできれいで快適な村づくりをしましょう。

- ごみを出す日を守りましょう
- ごみのポイ捨てをしない、見逃さないようにしましょう
- 資源ごみをきちんと分類しましょう
- ごみの出ない商品を選ぶように心がけましょう

ごみのポイ捨て、廃棄物の不法投棄は、次の法律により罰せられます！



(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律…みだりに廃棄物(ごみ、粗大ごみ等)を捨てると→5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金。

(2) 道路法…みだりに道路を汚損する行為をすると→1年以下の懲役又は50万円以下の罰金。

と規定されており、少量の投棄物であっても重大な犯罪となります。

ナイス!



上中山地区のエピソード

上中山地区では、以前から、ごみステーションの中に粗大ゴミや収集できないものが捨てられていることがありました。



先日の一斉清掃の際、自治会内で正しいごみの出し方をみんなで守ろうと話していたところ、近所に住む親子が手作りの張り紙を作って設置してくれました。

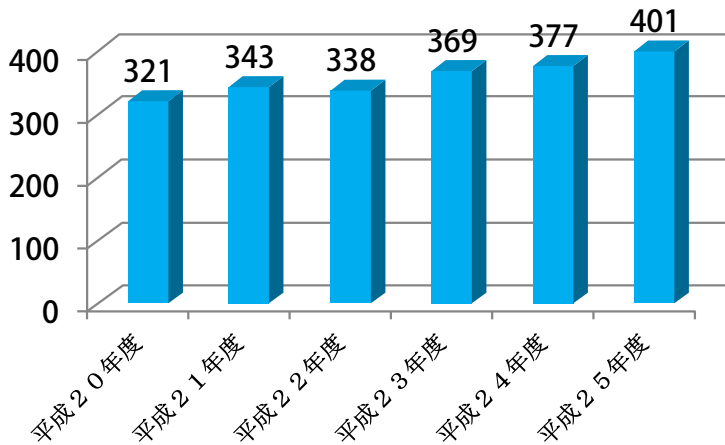
地域住民で知恵を出し合い、ごみの出し方のマナーを守ろうという活動につながりました。





道志村のごみ排出量の実態について

1日における1人当たりのごみ排出量 (g)



毎年
どんどん
増えて
いっている…。



■ 1日における1人当たりのごみ排出量 (g)

1人当たりのごみの量は、年々増加しているのが実態です。
では、村全体のごみの量を考えましょう。



村の1日のごみの排出量は…

726キロ!

毎日大量のごみを排出していることがわかります。
ごみを減らすことも重要な課題となっています。



? ごみを減らすためには

- ものを買うとき、1回使ったら捨ててしまうものを選んでいませんか？
無理は禁物ですが、何度も使えるものを、少しずつ生活に取り入れてみましょう。子どもたちにも、物を大切にする気持ちを育むことができます。
- 家具、電化製品などがこわれた、服などが古くなったからといってすぐに捨ててしまうのではなく、修理や補修、リフォームして大事に使いましょう。
- 自分では必要のないものでも、それを必要としている人がたくさんいます。使えるものは誰かに譲ってあげましょう。

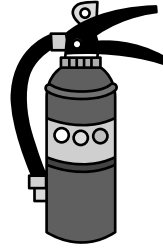
毎日のくらしの中で、ごみを出すことは避けられないことですが、
排出時のルールを守り、適切な処理をすることで排出量を減らすことが
でき、きれいで快適な村になっていきます。

みなさん、他にもいろいろなごみのマナーがあると思いますので、
ぜひ確認してみてください。

消防委員が

委嘱されました

任期満了に伴い、平成27年4月1日付けで杉本忠義さん、渡辺長和さん、佐藤敬二郎さんの3名が消防委員に委嘱されました。消防委員会は、本村における消防の十分なる発展に資し、消防行政の円滑な運営を図るために設置されています。村議会議員3名と消防関係者2名、学識経験者1名で組織されていて、任期は2年です。消防職員及び消防団員の職務・待遇や消防施設の改善、その他消防団に関する重要事項を検討する役割を担っています。



土地利用調整会議委員が 委嘱されました

土地利用調整会議とは、道志村の土地の利用に関する諸問題について、総合的・計画的に検討し、村土の合理的かつ適切な利用と保全を図り、均衡ある村の発展を期すための機関です。



このたび、山口博康さん(村議会議員)、杉本孝次さん(農業委員会会長)、山口力さん(商工会長)、山口太平さん(漁業協同組合長)、佐藤光男さん(観光協会会長)、水越昌義さん(善之木地区代表)、山口米一さん(神地・川原畑地区代表)、佐藤友文さん(長幡地区代表)、村田家次(久保地区代表)の計9名の委員が委嘱されました。任期は2年になります。

6月3日の委嘱式後には、調整会議を行い、基本方針等の確認を行いました。今後とも適切なご指導をお願いいたします。



マイナンバー制度について

マイナンバーとは？

平成27年10月から、日本国内の全住民に通知される、一人ひとり異なる12桁の番号をマイナンバーといいます。

個人が特定されないように、住所地や生年月日など関係のない番号が割り当てられます。また、法人には11法人1つの法人番号(13桁)が指定されます。

平成28年1月以降、マイナンバーは、こんな場面で必要となります。

① 社会保障関係の手続き

- ・年金の取得や確認、給付
- ・雇用保険の資格取得や確認、給付
- ・ハローワークの事務
- ・医療保険の給付の請求
- ・福祉分野の給付、生活保護 等

③ 災害対策

- ・防災、災害対策に関する事務
- ・被災者生活再建支援金の給付
- ・被災者台帳の作成事務 等

② 税務関係の手続き

- ・税務署に提出する確定申告書、届出書、法定調書などに記載
- ・都道府県、市町村に提出する申告書、給与支払報告書などに記載

制度に関するお問い合わせ

マイナンバーコールセンター 0570-20-0178



ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

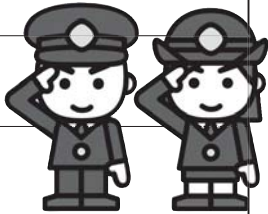
平成 27 年度 道志村職員採用試験案内

村では、平成 28 年 4 月 1 日採用の職員採用試験を次のとおり実施します。

【山梨県町村職員統一採用試験】

職 種	事務職 I	昭和 62 年 4 月 2 日から平成 6 年 4 月 1 日までに生まれた者 大学を卒業した者、卒業見込みの者並びに同程度の学力を有する者	
	事務職 II	平成 2 年 4 月 2 日から平成 10 年 4 月 1 日までに生まれた者 高校を卒業した者、卒業見込みの者並びに同程度の学力を有する者	
募集要件	事務職 I・II 共通	村内在住者又は採用後村内に住居できる者	
募集人員	事務職 I・II 共通	若干名	
受付期間	※窓口受付 平成 27 年 7 月 21 日 (火) ~ 8 月 10 日 (月) (土・日を除く。) 午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 15 分まで ※インターネット受付 平成 27 年 7 月 21 日 (火) ~ 8 月 4 日 (火) 午後 5 時 15 分まで ※郵送受付 平成 27 年 8 月 10 日 (月) の消印まで有効		
試験案内	平成 27 年 7 月 14 日 (火) から役場窓口で交付を行います。		
試 験	第 1 次試験	日時 平成 27 年 9 月 20 日 (日) 午前 9 時 場所 山梨大学 (甲府西キャンパス) 甲府市武田 4-4-37	
	第 2 次試験	平成 27 年 10 月下旬、村内で実施予定	
問い合わせ	道志村役場 総務課	TEL 0554 - 52 - 2111	

平成 27 年度 都留市消防署・道志出張所職員採用試験案内

職 種	消防職 (上級)	昭和 63 年 4 月 2 日から平成 6 年 4 月 1 日までに生まれた者 大学を卒業した者、卒業見込みの者並びに同程度の学力を有する者	
	消防職 (初級)	平成 3 年 4 月 2 日から平成 10 年 4 月 1 日までに生まれた者 高校を卒業した者、卒業見込みの者並びに同程度の学力を有する者	
募集要件	消防職共通	道志村内在住者又は採用後に村内に住居できる者 普通自動車運転免許 (平成 28 年 3 月取得見込みを含み、オートマチック 限定免許を除く。) を有する方 男性: 身長おおむね 160cm 以上、体重おおむね 50kg 以上、視力等正常な者 女性: 身長おおむね 155cm 以上、体重おおむね 45kg 以上、視力等正常な者	
募集人員	消防職 (上級)	都留市消防署勤務又は道志出張所勤務 1 ~ 2 名	
	消防職 (初級)	都留市消防署勤務又は道志出張所勤務 2 ~ 3 名	
手続及び 受付期間	受験申込書を平成 27 年 8 月 3 日 (月) から 8 月 17 日 (月) までに都留市役所総務部総務課 職員担当まで提出してください。 インターネットによる受付期間は、平成 27 年 8 月 3 日 (月) から 8 月 10 日 (月) です。 申込方法等の詳細については、職員採用試験案内及び都留市ホームページへ掲載します。		
試験案内	平成 27 年 7 月 1 日 (水) から都留市役所総務課で交付を行います。		
試 験	第 1 次試験	日時 平成 27 年 9 月 20 日 (日) 都留市役所 大会議室 筆記試験	
	第 2 次試験	平成 27 年 10 月下旬 (第 1 次試験合格者のみ) 面接 作文 体力検査	
問い合わせ	都留市役所総務部総務課 職員担当	TEL 0554 - 43 - 1111 内線 204 番	



平成 27 年度自衛官募集案内

募集種目	募集人員	資格	受付期間 (締切日必着)	試験期日	合格発表	待遇・その他	
航空学生	海 約70名 空 約50名	高卒(見込含) 21歳未満の男女	8月1日～9月8日	1次 9月23日 2次 10月17～22日 3次 11月14日 ～12月17日	1次 10月 9日 2次(海)11月11日 2次(空)11月 6日 最終28年 1月25日	入隊後約6年で3等海・空尉	
一般曹候補生	陸 約2,670名 海 約1,000名 空 約 750名		8月1日～9月8日	1次 9月18・19日 2次 10月8～14日 ※いずれか1日を 指定されます。	1次 10月 2日 最終 11月13日	入隊後2年9か月経過以降選考により3等陸・海・空曹	
自衛官 候補生	男子	陸 約5,750名 海 約 570名 空 約1,100名	原則として受付は、 年間を通じて行って おります。 締切日:9月8日(予定)	9月5・6日 9月18・19日 ※いずれかの日を 指定されます。	合格発表日は試験 時にお知らせしま す。	所要の教育を経て、3ヶ月後に2 等陸・海・空士に任用 陸上(技術系を除く)は1年9ヶ 月、陸上(技術系)・海上・航空は2 年9ヶ月を1任期として任用(以 降2年を1任期)	
	女子	陸 約 500名 海 約 80名 空 約 130名		8月1日～9月9日			9月25日～9月29日 ※いずれかの日を 指定されます。
陸上自衛官 (看護)	陸 約5名	看護師免許を有し、保健師又は助産師免許を有する男女(見込含)で36歳未満の男女	9月1日～30日	11月28日	28年 1月 8日	採用日をもって、それぞれの経験等により陸曹長又は1等陸曹に任命します。	
防衛大学校 学生	推薦	人文・社会科学専攻 約20名 理工学専攻 約80名	高卒(見込含)21 歳未満の、成績優 秀かつ生徒会活動 等に顕著な実績を 納め、学校長が推 薦できる男女	9月5日～9月9日	9月26・27日	10月30日	
	総合選抜	人文・社会科学専攻 及び理工学専攻合 わせて 約40名			1次 9月26日 2次 10月31 ～11月1日	1次 10月16日 最終 11月27日	修学年限4年卒業後約1年で 3等陸・海・空尉
	一般(前期)	人文・社会科学専攻 約65名 理工学専攻 約235名	高卒(見込含)21 歳未満の者 (自衛官は23歳未 満)	9月5日～9月30日	1次 11月7・8日 2次 12月8～12日	1次 11月27日 最終 28年1月19日	
	一般(後期)	人文・社会科学専攻 約10名 理工学専攻 約30名		28年1月20日 ～1月29日	1次 28年 2月20日 2次 28年 3月11日	1次 28年 3月 4日 最終 28年 3月18日	
防衛医科大学校 医学科学生	約85名			1次 10月31日 ～11月1日 2次 12月16～18日	1次 12月 2日 最終 28年2月17日	修学年限6年、医師免許取得後 2等陸・海・空尉	
防衛医科大学校 看護学科学学生 (自衛官候補 看護学生)	約75名	高卒(見込含) 21歳未満の男女	9月5日～9月30日	1次 10月17日 2次 11月28日・29日	1次 11月13日 最終 28年 2月 5日	修学年限4年、卒業後約1年で 3等陸・海・空尉	

- 平成28年3月高等学校卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者のための採用試験は、原則として平成27年9月16日以降に行います。
- その他、詳細については、それぞれの募集要項又は自衛隊地方協力本部で確認してください。
- 記載内容については変更される場合があります。

自衛隊 大月地域事務所

住 所：大月市御太刀2丁目8番10号大月合同庁舎

☎ 0554-22-1298

自衛隊山梨地方協力本部 募集課

住 所：甲府市丸の内1丁目1番18号甲府合同庁舎2階

☎ 055-253-1591(代)

■ 詳細情報へアクセス！

自衛隊山梨

検索

<http://www.mod.go.jp/pco/yamanashi/>

村・県民税について

村・県民税は、道志村に納める村民税と山梨県に納める県民税とがあり、一般的に住民税と呼ばれています。住民税は、所得金額にかかわらず定額で課税される「均等割」と前年（1月～12月）の所得金額に応じて課税される「所得割」からなっています。

	均 等 割	所 得 割
村民税	3,500 円 (内 500 円は復興特別税) ※1	(前年の総所得金額等－所得控除額)×6%
県民税	2,000 円 (内 500 円は復興特別税) (内 500 円は森林環境税) ※2	(前年の総所得金額等－所得控除額)×4%
合 計 (住民税)	5,500 円	(前年の総所得金額等－所得控除額)×10%

※1 復興特別税は東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保のため平成 26 年度から平成 35 年度まで課税されます。

※2 山梨県では森林の公益的機能（洪水や土砂災害から県土を保全して県民の生命や財産を守る、二酸化炭素を吸収して地球温暖化を防止するなど）が発揮される森づくりを進めるため、平成 24 年度から森林環境税を導入しています。

Q：村民税は他の市町村と比べて高い？安い？

A：基本的に全国一律です。



「〇〇村の税金は△△村より高い」、「□□村より安い」という話を耳にすることがありますが、基本的に全国一律です。

市町村によっては「超過税率」という通常の税率に上乗せする形で税金を賦課しているところもありますが、道志村は現時点で超過税率を適用していないので、他の市町村に比べて高いということはありません。

問い合わせ・・・総務課 ☎52-2111

の改正について

<国民健康保険料の軽減の拡大>

村では、国の補助制度を活用し、低所得世帯に対して、被保険者均等割額及び世帯平等割額を対象とした軽減制度を設けています。

均等割・平等割についてそれぞれの割合が軽減されます。

7割軽減	軽減対象となる所得基準額 33万円 (変更なし)
5割軽減	軽減対象となる所得基準額を引き上げる。 (改正前) 基準額 33万円+24.5万円×被保険者数 (改正後) 基準額 33万円+26万円×被保険者数
2割軽減	軽減対象となる所得基準額を引き上げる。 (改正前) 基準額 33万円+45万円×被保険者数 (改正後) 基準額 33万円+47万円×被保険者数

<その他の保険料軽減制度>

○特定世帯にかかる軽減制度

国民健康保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、同じ世帯の国民健康被保険者が、1人となる場合の「医療分」と「後期高齢者支援分」にかかる平等割額について、5年間は2分の1が軽減され、その後3年間は4分の1が軽減されます。

○非自発的失業者に係る軽減制度

倒産、解雇などによる離職（特定受給資格）や、雇い止めなどによる離職（特定理由離職者）をされた方が、国民健康保険に加入された場合、申請により前年の給与所得を100分の30で計算し保険料を算定します。軽減期間は、離職の翌日が属する月から翌年年度末までです。

道志村国民健康保険の財政状況について

近年の国民健康保険財政は、高齢者割合の増加や医療の高度化に伴う医療費の増加により、厳しい状況にあります。これまでは、景気低迷によるご家庭への負担軽減から国民健康保険料の大幅な改定は行わず、平成21年度からは、不測の事態に備えて積み立てていた国民健康保険財政調整基金を充当しながら、財源不足を補ってきました。このような状況の中、平成26年度の医療費の大幅な増額を受け国民健康保険財政を保持するため、今年度は、保険料の改定をせざるを得ない状況となりました。被保険者の皆様にはご負担をおかけしますが、相互扶助を基本とした国民健康保険制度の趣旨にご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

平成25年度国民健康保険料（税）額の県内順位

順位	保険者名	1人当たり
1位	A町	116,922円
13位	道志村	101,070円
市町村平均		99,356円

平成25年度の一人当たり保険料（税）を県内で比較すると、道志村は27市町村中13位で1位のA町と比較すると15,852円安く、市町村平均と比較すると1,714円高い状況でした。

問い合わせ 住民健康課 ☎52-2113

道志村国民健康保険料

国民健康保険制度の健全運営のため、道志村国民健康保険運営協議会に諮問しておりました平成 27 年度からの保険料率は、次の改正内容で村長に答申されました。

7 月に行う本算定は改正後の保険料率で算定します。第 2 期の納付期限は 7 月 31 日となりますので、納期限内納付にご協力をお願いします。

【主な変更点】

- 保険料については、平成 26 年度の医療費が急増したこと及び後期高齢者支援金・介護納付金の減額に伴い平成 24 年度以来 3 年ぶりに改定を行います。
- 医療分・後期分・介護分の賦課限度額が引き上げられます。
- 低所得者の軽減措置（5 割軽減と 2 割軽減）が拡大されます。

<国民健康保険料の算出方法>

国保料の計算は、医療費にあてる医療分、後期高齢者の支援のための支援分、介護保険に支払われる介護分との合算になります。

$$\text{国民健康保険料} = \text{医療分} + \text{後期分} + \text{介護分}$$

国保料は、1 年間に予測される医療費、後期高齢者支援金、介護納付金から国・県・村などの補助金・負担金、被保険者が医療機関で支払う一部負担金を除いた額となります。医療分と介護分と後期分それぞれに料率を設定し一世帯ごとの 1 年間の国保料を算出します。

<平成 27 年度 国民健康保険料の料率>

○医療分内訳

区分	料率等(改正前)	料率等(改正後)	計算方法
所得割料率	4.50%	7.30%	賦課基準所得×料率
資産割料率	36.00%	51.30%	固定資産税額×料率
均等割額	17,500 円	27,900 円	加入者数×均等割額
平等割額	17,500 円	26,200 円	1 世帯当たり

※（医療分保険料の賦課限度額は、51 万円から 52 万円に変更されます。）

○後期分内訳

区分	料率等(改正前)	料率等(改正後)	計算方法
所得割料率	2.20%	1.85%	賦課基準所得×料率
資産割料率	20.50%	15.30%	固定資産税額×料率
均等割額	12,500 円	10,400 円	加入者数×均等割額
平等割額	10,000 円	7,800 円	1 世帯当たり

※（後期分保険料の賦課限度額は、16 万円から 17 万円に変更されます。）

○介護分内訳（40 歳以上 65 歳未満の方のみ）

区分	料率等(改正前)	料率等(改正後)	計算方法
所得割料率	2.25%	1.80%	賦課基準所得×料率
資産割料率	19.50%	13.70%	固定資産税額×料率
均等割額	10,000 円	8,600 円	加入者数×均等割額
平等割額	8,000 円	6,600 円	1 世帯当たり

※（介護分保険料の賦課限度額は、14 万円から 16 万円に変更されます。）

※賦課基準所得とは、(前年の所得—基礎控除 33 万円)を加入者ごと算出し世帯で合算した金額となります。

の費用負担が変わります。



● 高額医療・高額介護合算制度の限度額が変わります。(70歳未満の人)

年間の介護サービス費と医療費の自己負担額が一定の限度額を超えたときに、超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」は、平成27年8月から70歳未満の人の限度額が変わります。

高額医療・高額介護合算制度の負担限度額（年額/8月～翌7月）

所得 (基礎控除後の総所得金額)	70歳未満の人	
	平成26年8月～ 平成27年7月	平成27年8月～
901万円超	176万円	212万円
600万円超 900万円以下	135万円	141万円
210万円超 600万円以下	67万円	67万円
210万円以下	63万円	60万円
住民税非課税世帯	34万円	34万円

所得区分	70～74歳の人	後期高齢者医療制度加入者
現役並み所得者	67万円	67万円
一般	56万円	56万円
低所得者 II	31万円	31万円
低所得者 I	19万円	19万円

● 特定入所者介護サービス費等（食事・居住費）の給付要件が変わります。

介護保険制度で施設サービスを利用した場合、原則として食費と居住費は利用者負担になりますが、所得の低い人については申請により、食費・居住費の一定額以上は保険給付されます。平成27年8月から、食費や居住費を負担して在宅で生活している人との公平性を踏まえ、特定入所者介護サービス費の対象者が変更されます。

平成27年8月から

変更点1 住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税が課税の場合は、特定入所者介護サービス費は受けられません。

平成27年7月までは、配偶者がいて世帯分離をしている場合、配偶者の所得にかかわらず、本人が住民税非課税であれば特定入所者介護サービス費の対象でした。改正後は配偶者が住民税課税者の場合、世帯分離をしていても特定入所者介護サービス費の対象にはなりません。また、婚姻届を提出していない事実婚の場合も配偶者として取り扱われます。

変更点2 上記変更点1に当てはまらなくても預貯金等が、単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える場合は特定入所者介護サービス費は受けられません。

特定入所者介護サービス費の対象者について、「預貯金等」が要件に加われました。基準額（単身1,000万円、夫婦2,000万円）を超えている場合、特定入所者介護サービス費の対象にはなりません。

預貯金等の範囲は資産性があり、換金性の高いものが対象となります。

○預貯金、信託、有価証券、現金など

○負債がある場合は預貯金等の額から差し引きます。

※基本的に自己申告となりますが、預貯金等につきましては預金通帳等の写し（申請日から2か月前までの期間）で確認します。また、銀行等の金融機関に照会を行いますので、虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費の支給を受けた場合には、給付した額の返還に加えて、最大で給付額の2倍の加算金を払うことになります。

変更点3 平成28年8月から利用者負担段階の判定基準に、非課税年金が含まれます。

平成28年8月から非課税年金である、遺族基礎年金や障害基礎年金などの額も含め年金収入額として判定されます。

問い合わせ 住民健康課 ☎52-2113

サービス利用者、施設入所されている皆さまへ

平成27年8月1日から介護保険

● 「一定以上所得」は利用者負担が1割から2割になります。

ケアプランにもとづいてサービスを利用した場合、サービス事業所に支払う利用者負担はかかった費用の1割でしたが、「一定以上所得者」は、平成27年8月から利用者負担が2割になります。

「一定以上所得者」とは・・・

本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の65歳以上の人（第1号被保険者）の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身280万円以上、2人以上世帯346万円以上の人です。

介護保険負担割合証が発行されます。

現在、要支援・要介護の認定を受けている人に、利用者負担の割合（1割または2割）が記載された「介護保険負担割合証」が発行されます（桃色）。負担割合証は1人に1枚交付されます。

住所、氏名、生年月日を確認しましょう。

サービスを利用する時に支払う利用者負担割合（1割または2割）が記載されています。
一定以上所得者は2割、それ以外の方はこれまでと変わらず1割です。

負担割合証の適用期間は毎年8月1日から翌年7月31日です。

※負担割合証の発行は7月中旬から下旬を予定しています。
保険証とともに大切に扱しましょう。

● 高額介護サービス費の一部の上限額が新しくなります。

同じ月に利用した介護保険の利用者負担が一定額を超えたときに支給される「高額介護サービス費」の利用者負担段階区分に「現役並み所得者（同一世帯に課税所得145万円以上の人が出て、年収が単身383万円以上、夫婦520万円以上）」が新設され、上限額が下表のとおり設定されました。上限額を超えたときは申請により超えた分が「高額介護サービス費」として支給されます。

利用者負担の上限（1ヶ月） 利用者負担段階区分	上限額（世帯合計）	
	平成27年7月まで	平成27年8月から
○現役並み所得者		44,400円
○一般	37,200円	37,200円
○住民税世帯非課税	24,600円	24,600円
○合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ○高齢福祉年金の受給者	15,000円（個人）	15,000円（個人）
○生活保護の受給者	15,000円（個人）	15,000円（個人）
○利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円	15,000円

熱中症を防ぐために ～高齢者は特に注意を！～



熱中症の発症数が急増する7月は熱中症予防強化月間です。熱中症は気温が高いなどの環境下で、体温調節の機能がうまく働かず、体内に熱がこもってしまうことで起こります。小さな子どもや高齢者、病気の方などは特に熱中症になりやすく、めまいや吐き気、だるさなどの症状があり、重症になると死に至るおそれもあります。熱中症にならないために、十分な対策を行いましょう。

熱中症がもっとも多いのは65歳以上です。高齢者は暑さを感じにくく高体温になりやすい、水分が不足しがちで脱水症状になりやすい、汗をあまりかかなくなり、熱がたまりやすくな

ります。高齢になっても暮らしの工夫で対策をとれば、熱中症は防げます。

- こまめな水分・塩分の補給を！
- 涼しい服装とこまめな体温測定を！
- 扇風機やエアコンを上手に使うって屋内の温度調整を！

しっかり食事をして暑さに負けないからだづくりをすることが大切です。

ウォーキングなどの運動を1日30分、1か月程度続けると、汗をかきやすい暑さに強いからだになります。

やろうよ！ウォーキング 参加者募集 「歩かないと気がすまなくなるウォーキング」



問い合わせ・申込先
住民健康課
☎52-2113

天候等で中止の場合、個別端末で送ります。

7月1日(水)・7月8日(水)・7月15日(水)
7月22日(水)・7月29日(水)・8月5日(水)

ウォーキング実施予定日

村では認知症予防・生活習慣病予防などのためウォーキング事業を行っています。参加者でウォーキングコースを企画しポールを使用したノルディックウォーキングを行っています。ウォーキングは高コレステロール・高血圧・肥満・心臓病などの生活習慣病予防、気分爽快、不眠解消、認知症予防などに効果があるといわれています。自分の健康は自分で作り守る気持ち大切です。年齢を問わず関心のある方は勇気をもって「はじめの一步」で、ぜひご参加ください。

● 村内スポーツ団体活動紹介

硬式空手道 円空会

平成27年6月14日(日)に甲斐市双葉体育館において行われた「第25回新実戦武道空手道交流大会」では参加した子供たちが輝かしい成績をおさめました。結果は次のとおりです。

- 幼児の部……………優勝 加藤 陽万
- 男子SS級の部……………優勝 加藤 景己 準優勝 山本 千莉
- 男子M級の部……………敢闘賞 山本 摩也
- 女子S級の部……………敢闘賞 佐藤なごみ 敢闘賞 加藤 己侑

これからもかっいい組手を披露してください！





「見守り新鮮情報」で、

悪徳商法からの被害を未然に防ぎましょう！

見守り新鮮情報

消費生活センターを名乗る人から電話があり「年金の個人情報流出しており、空き巣に入られるケースが増えている。あなたの情報が新聞に全部書いてある。」

消費生活センターなら無料で削除することができる」と言われたので、「あやしい」と思い、こちらから電話を切った。

(70歳代 女性)



日本年金機構の個人情報流出に便乗した電話に注意

ひとこと助言



相手にしないで

- 「あなたの年金情報が流出している」「流出した年金情報を削除できる」といった不審な電話や勧誘があっても、相手にせずすぐに電話を切ってください。
- この件に関して、日本年金機構や消費者庁、国民生活センター、消費生活センター等の職員から消費者へ電話やメールで連絡をすることはありません。
- 少しでも不安を感じたら、すぐにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第224号 (2015年6月9日) 発行：独立行政法人国民生活センター

日本年金機構職員の端末への不正アクセスにより、機構が保有している情報の一部が流出したことに便乗する不審な電話が相次いでいます。「年金の個人情報流出しており、空き巣に入られるケースが増えている」「あなたの情報が新聞に全部書いてある」「消費生活センターなら無料で削除することができる」などといった不審な電話や勧誘があっても、相手にせず、すぐに電話を切ってください。

悪質商法の手口や注意すべき製品事故などの情報をわかりやすく紹介する「見守り新鮮情報」の無料メルマガ配信があります。配信は月2回程度で、情報料は無料です。

高齢者や障がい者を中心に、うそ電話詐欺や悪質な訪問販売などの被害が続いています。

悪質業者の手口を知ることが被害にあわなくなる第一歩です。

多くの方に登録いただき、悪質商法から財産を守りましょう！

問い合わせ 住民健康課 ☎52-2113

独立行政法人 国民生活センター (<http://www.kokusen.go.jp/mimamori/>)

第3回 婚活 in どうし
~リバートレッキング de 婚活~

道志村ならではの自然を肌で感じ、道志川沿いを散策します！

日時：8月2日(日) 9:30~17:30
※小雨決行(増水時は中止)

参加資格：30~45歳くらいの独身男女 各12名
参加費：男性5,000円 女性3,000円

場所：道志川、やまゆりセンター
内容：道志川リバートレッキング&BBQ

道志村結婚相談員会主催の婚活イベントが8月2日(日)に開催します。対象の皆様の参加をお待ちしています。

問い合わせ
道志村結婚相談員会事務局
(住民健康課 ☎52-2113)

「リバートレッキング de 婚活」
参加者募集!

道志村総合計画審議会委員の募集

総務課
☎52-2111

道志村総合計画が最終年度を迎え、本年度において平成28年4月～平成37年3月までを目標年次とする道志村総合計画を策定します。

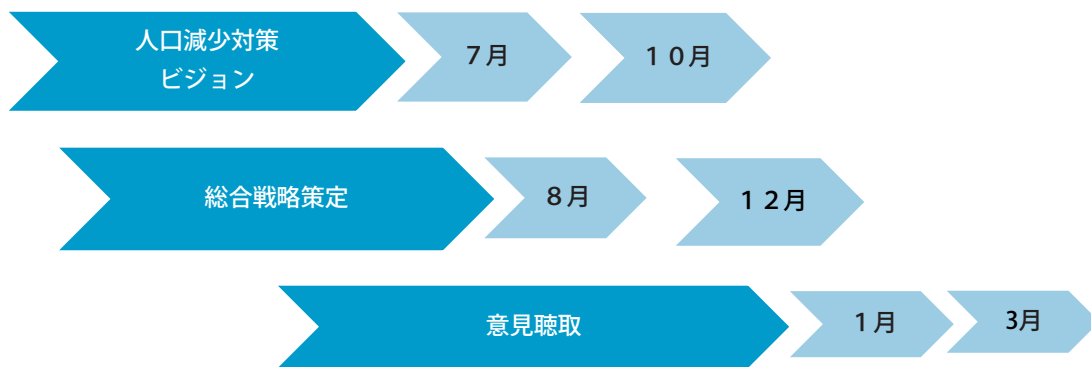
この計画は、村の将来にとって重要な計画で、「住んでみたい村・住んでよかった村」の実現に向けて、多くの皆さんにご参加いただきたいと思います。

つきましては、審議会委員として、計画策定にご協力いただける方を募集いたしますので、7月15日までに総務課財政政策グループまでお問い合わせ下さい。



●総合戦略の策定について

昨年、国は、急速な少子高齢化に歯止めをかけるとともに潤いのある豊かな地域社会の形成、地域社会をになう人材の確保、多様な就業の創出を一体的に推進するため、「まち・ひと・しごと創生法」を制定しました。これに伴い道志村においても人口減少対策ビジョンを明らかにし、その指標に向かって実行するための5カ年計画「総合戦略」を策定いたします。この計画の策定についても、今後、多くの意見を反映したいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



非課税の方でも住民税の申告を！

総務課
☎52-2111

次の方は、非課税でも申告が必要になります。

1. 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料の減額・免除の申請をする場合。
2. 所得額の記載がある非課税証明書の発行が必要な場合。

(例：児童手当、その他各種助成金等の手続き、勤務先などへの扶養親族の届出、入国管理局の審査など)

※申告をされる方は、印鑑・身分が証明できるもの・給与所得がある方は、源泉徴収票または給与明細など収入金額のわかるもの・所得控除の内容を確認できるものをお持ちになって総務課窓口までお越しください。

子育て世帯臨時特例給付金 臨時福祉給付金

が支給されます！

住民健康課
☎52-2113

● 子育て世帯臨時特例給付金が支給されます！

1. 子育て世帯臨時特例給付金とは？

平成 26 年 4 月からの消費税率の引上げの影響等により、子育て世帯に対し臨時特例的な給付措置として実施されています。平成 27 年度においても、**対象児童一人につき 3,000 円を支給します。**

対象世帯には 7 月初旬頃に制度の詳細と申請書を郵送します。

※公務員の方は申請書が勤務先から配布されます。

2. 支給対象者

基準日（平成 27 年 5 月 31 日）時点における平成 27 年 6 月分の児童手当を受給される方。ただし、特例給付を受給する方は、対象となりません。

※臨時福祉給付金の支給対象となる方も対象となります。

3. 対象児童

平成 27 年 6 月分の児童手当の対象となる児童。

※平成 27 年 6 月 1 日以後に生まれた児童と平成 12 年 4 月 1 日以前に生まれた児童は対象外です。

4. 申請受付期間

平成 27 年 7 月 1 日(水)～平成 27 年 10 月 1 日(木)

5. 申請手続きに必要な書類

- ・子育て世帯臨時特例給付金支給申請書
 - ・本人確認書類（住民基本台帳カード、運転免許証、保険証等の写し）
 - ・指定した口座が確認できる書類（金融機関名、口座番号、口座名義人の通帳やキャッシュカードの写し）
- ※児童手当の受取口座を指定する場合は、これらの確認書類は不要です。



● 臨時福祉給付金（簡素な給付措置）が支給されます！

1. 臨時福祉給付金とは？

臨時福祉給付金は、平成 26 年 4 月から消費税率引上げによる影響を緩和するため、暫定的・臨時的な措置として実施されています。平成 27 年度においても、**対象者 1 人につき 6,000 円を支給します。**

対象世帯には 7 月初旬頃に制度の詳細と申請書を郵送します。

2. 支給対象者

基準日（平成 27 年 1 月 1 日）時点で道志村に住民票があり、平成 27 年度分の住民税が課税されていない方が対象です。ただし、課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合（住民税において、どなたかの扶養となっている場合）は、対象となりません。

区分	非課税限度額 (給与収入ベース)
単身	100 万円
夫婦	156 万円
夫婦子 1 人	205.7 万円
夫婦子 2 人	255.7 万円

区分	非課税限度額 (年金収入ベース)	
単身	65 歳以上	155 万円
	65 歳未満	105 万円
夫婦	65 歳以上	211 万円
	65 歳未満	171.3 万円

(参考) 住民税が課税されない所得水準の目安（非課税限度額）

3. 申請受付期間

平成 27 年 7 月 1 日(水)～平成 27 年 10 月 1 日(木)

4. 申請手続きに必要な書類

- ・臨時福祉給付金支給申請書
- ・本人確認書類（住民基本台帳カード、運転免許証、保険証等の写し）
- ・指定した口座が確認できる書類（金融機関名、口座番号、口座名義人の通帳やキャッシュカードの写し）

※子育て世帯臨時特例給付金と臨時福祉給付金は、それぞれ申請が必要です。

福祉資格を取得する方に助成をします

住民健康課
☎52-2113

村では平成 25 年度から介護支援専門員や下記の福祉資格を取得された方に費用の一部を助成しています。本村の高齢化率は 30%を超え、今後更なる増加が予測されます。村民の皆さんがいつまでも本村で暮らすことができるよう、福祉資格を取得される方を養成し、その福祉資格取得者が本村で活躍していけるよう支援していきます。

助成対象となる福祉資格

- ・ホームヘルパー 2 級
- ・介護福祉士
- ・介護支援専門員

助成対象者

- ・平成 27 年 4 月 1 日以降に上記の資格を取得された方
- ・申請を行う日から起算して、1 年以上継続して本村に住所を有する方
- ・資格取得後は村内で高齢者の支援に関する仕事に従事していただける方など

助成金の額

- ・福祉資格取得に要した受講料、受験料並びに教材費の 2 分の 1 の額（**限度額 5 万円**）

申請

- ・助成金の交付を受けようとする方は、資格取得した当該年度の 3 月 31 日までに申請を行ってください。
- ・申請には資格を取得したことを証する書類、資格取得に要した対象経費の額を証明できる領収書等が必要となります。



平成 27 年度介護支援専門員実務研修受講試験について

助成制度を
活用して
ください!

- ① 試験日および会場 平成 27 年 10 月 11 日（日曜日）
山梨英和大学（山梨県甲府市横根町 888）
- ② 試験案内の配布 配布時期：平成 27 年 6 月 1 日（月）から
配布場所：市町村の介護保険窓口、市町村社会福祉協議会、
県の保健福祉事務所、関係機関団体窓口等
- ③ 試験手数料 6,700 円
- ④ 申込期間 平成 27 年 6 月 22 日（月曜日）～平成 27 年 7 月 8 日（水曜日）当日消印有効
※簡易書留のみ受付
- ⑤ 問い合わせ （福）山梨県社会福祉協議会 福祉人材研修課 研修担当
TEL 055-254-9955

「第 10 回特別弔慰金」の支給について

住民健康課
☎52-2113

今年、戦後 70 周年を迎えるにあたり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔意の意を表するため、戦没者のご遺族に特別弔慰金を支給することになりました。特別弔慰金は、額面 25 万円の 5 年償還の記名国債により支給されます。

対象となるのは、戦没者死亡当時のご遺族で、戦没者のお子さんや兄弟・姉妹など、三親等内親族のご遺族お一人です。

- ★請求期間 平成 30 年 4 月 2 日まで
期間を過ぎると、特別弔慰金を受け取ることができなくなりますので、ご注意ください。

後期高齢者医療の新しい被保険者証を送付します

住民健康課
☎52-2113

後期高齢者医療の被保険者証が更新されます。新しい被保険者証は7月中旬に簡易書留で送付します。被保険者証の色は薄紫色からさくら色に変更され、お手元に届いた日からお使いいただけます。

新しく交付される被保険者証の有効期限は平成28年7月31日です。

有効期限の切れた被保険者証については個人情報に記載されていますので、道志村国保診療所・歯科診療所、又は役場住民健康課まで返還していただくか、はさみ等で細かく裁断するなど廃棄処理してください。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証について

既に認定を受けている方で今年度も適用要件に該当する場合は、引き続き交付させていただきます。後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の色は昨年と同じ（青緑色）です。

村営住宅入居者募集のお知らせ

産業振興課
☎52-2114

池の原団地（道志中学校裏）の4戸が空室です。

場所：道志村7672番地の2 **団地名：**池の原 **構造：**RC3階建 **床面積：**59.09㎡（17.9坪）
部屋：3DK・トイレ・UB **備考：**築26年
戸の位置：B棟1号室・B棟2号室・B棟3号室・C棟1号室

※村営住宅では、ペットを飼うことは出来ません。※敷金として家賃の3ヵ月分を納入していただきます。

1. 入居資格

- ①現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）
- ②公営住宅法で定める収入基準に該当の方。
- ③村内に住所又は勤務場所を有する者であること。

2. 申込時に必要な書類

- ①入居申込書・・・第1号様式（第2条関係）
- ②住民票の謄本（続柄が記載されたもの）
- ③入居希望世帯全員の所得がわかる書類（平成27年度（平成26年分）の所得証明書）
- ④収入申告書
- ⑤納税証明書

※申込人・連帯保証人の印は実印を押印して、印鑑証明を添付して下さい。

※連帯保証人の条件については、「村内に住所を有する者であること。」「独立の生計を営む者であること。」「入居予定者と同程度以上の収入を有する者であること。」「公営住宅に入居していない者であること。」があります。



道志村内ゲートボール大会の開催！

教育委員会
☎52-1020



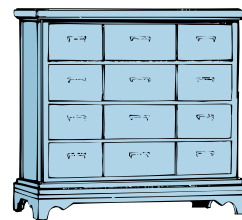
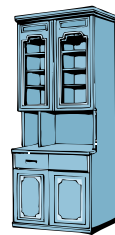
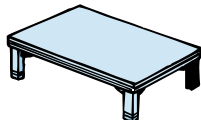
日頃の運動不足を解消するとともに、相互の親睦を深めるため、村内ゲートボール大会を開催します。年齢制限はないので、子どもから高齢者まで、どのようなチーム編成でも構いません。参加希望の方は、1チーム5名以上で申し込みください。激戦を繰り広げましょう！

日時 平成27年7月26日（日） 午前8時30分から
場所 道志小学校グラウンド
応募チーム 10チーム（先着順）
申込み期間 7月17日（金）まで

7月粗大ゴミの収集について

産業振興課
☎52-2114

次の場所で粗大ゴミの収集を実施するので、ご利用ください。
当日は収集場所に回収業者がいますので、直接渡してください。



収集場所	収集日	収集時間
善之木体育館駐車場	7月5日(日)	午前7～12時まで
やまゆりセンター国道下 大駐車場	7月12日(日)	午前7～12時まで
道志中学校グラウンド	7月19日(日)	午前7～10時まで
道志小学校駐車場		午前10～12時まで
みなもと体育館(旧久保分校) 駐車場	7月26日(日)	午前7～10時まで
月夜野消防団詰所		午前10～12時まで

農業用廃プラスチック収集について

産業振興課
☎52-2114

農業用廃プラ(使用済みのマルチビニールやポリフィルムなど)は、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」によって排出者である農家自らの責任において処理することが義務づけられています。

この法律では、農業用廃プラをみだりに捨てたり、野焼きをしたりすると罰せられます。村では、これまでも農業用廃プラの再利用を目的に収集しており貴重な資源のリサイクルに寄与しております。

次の注意事項をよく読んでルールを守りご協力ください。(分類Ⅱについては有料の専用回収袋が必要となります。)

農業用廃プラスチック 回収分類表	分類Ⅰ	農ビ・ポリ・クサビ・肥料袋・育苗箱・苗ポット・ポリ花鉢など
	分類Ⅱ	防鳥ネット等・マルチ類・ブルーシートなど ※農協から処理代として回収袋(1袋500円)を事前に購入してください。回収袋に入れてないものについては収集いたしません。

◎廃プラは、塩化ビニール、ポリエチレン系などの性質が違いますので、種類ごとに分別して束ねてください。
処理機械の故障の原因となりますので、土砂は除去し、ゴミや金物などの異物は絶対に入れないでください。

◎梱包(荷造り)する時、分類Ⅰは10～15kg程度にして、2箇所又は十字にヒモで結束してください。
分類Ⅱについては、農協で回収袋を購入してそれに入れて出してください。

収集場所：役場前 収集日：7月17日(金) 午前7～10時

次回収集：12月頃を予定しています。

収集日以外には絶対出さないでください！！

子育て

7月のつぼみっくくらぶ

ママ友作りはもちろんです。保育所入所前から他の子どもと遊ばせ、集団生活の練習をしてみましよう。

◎乳児期からよい食事で健康づくり！
離乳食作りを学びましょう！

日時 7月9日(木)

10～14時

場所 善之木コミセン「いこい」

講師 栄養士 古谷けい子

内容 「離乳食・幼児の食事作り」
*調理実習をし、具体的な方法を習得しましょう。作った後はみんなで、楽しく食べながら交流致します。

◎親子の絆を強め、

自然な運動発達を促します！

日時 7月23日(木)

10～12時

場所 善之木コミセン「いこい」

講師 運動士 石倉秀子

内容 ベビービクス
*村内の母さん達で楽しく交流しましょう。

育児ボランティアもお願いしてあります。

◆問い合わせ 住民健康課

☎52・2113

イベント

7月の「歌の会」について

ピアノの演奏を聴いたり、演奏に合わせて昭和のヒット曲や童謡など心懐かしい歌を唄ったりしています。どなたでも参加できます。

◎7月の「歌の会」の日程について

2日(木)、3日(金)、6日(月)、7日(火)

15日(水)、16日(木)、22日(水)、24日(金)

27日(月)、28日(火) 毎月10回

*14時～15時まで実施しています

場所・福祉センター

◆問い合わせ 住民健康課

☎52・2113

第3回鮎友釣り大会の開催について

今年も、道志川で鮎友釣り大会が開催されます。参加を希望される方は当日道志中学校入口において、受付を行いますので、集合時間までにお集まりください。

開催日 平成27年7月20日(祝日)

受付時間 当日8時 道志中学校入口

競技時間 10～14時まで

参加費 1人3,000円(おとり

2尾、弁当、道志の湯入浴券付き)

◆お問合せ

道志村漁業協同組合事務局

☎52・2966

相談

山梨県がん患者サポートセンターからのお知らせ

「出張がん相談」を実施します。

日時 7月8日(水)

13時30分～16時

場所 都留市保健福祉センター

3階会議室

(いきいきプラザ都留)

山梨県都留市下谷2516・1

対象 がん患者・がん患者の家族

や関係者

◆問い合わせ

県健康管理事業団

☎055・227・8740

(要予約)

*保健師・ピアサポーター(がんを経験した仲間)が悩みや不安に寄り添います。

司法書士による「全国一斉養育費電話相談会」子どもの笑顔のために

県青年司法書士協議会と全国青年司法書士協議会では養育費に関する電話相談会を開催します。

日時 平成27年8月2日(日)

10～16時

電話番号 0120・567・301

(当日フリーダイヤル)相談料は無料

です。秘密は厳守します。

◆問い合わせ

県青年司法書士協議会

☎055・253・6900

土地の境界問題に関する相談

境界問題相談センターやまなし

土地境界の専門家「土地家屋調査士」と法律の専門家「弁護士」が協力して皆様のご相談に応じ、公正・迅速・円満な形で問題の解決を目指し、ようお手伝いします。

完全予約制です。電話での相談はお受けできません。必ず、予約をしてからお越し下さい。

境界問題でお困りの方、まずはお電話下さい。

◆問い合わせ・申し込み

境界問題相談センターやまなし

(甲府市国母8・13・30)

☎055・225・3737



くらしの情報 お知らせ

その他

生活困窮者自立支援制度が始まりました

平成27年4月から生活困窮者自立支援制度が始まりました。生活や困りごとに不安を抱えている場合、一人で抱え込まずに、まずは相談窓口にご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。相談は無料、秘密は厳守されます。

◆ご相談・問い合わせ

県社会福祉協議会

☎090・4815・4140

☎090・3147・4140

月々金曜日

8時30分～17時15分

*祝日・年末年始はお休みとなります。

■景観セミナーを開催します

美しい景観は、風土を育み、調和のとれたまちづくりと地域への愛着を生み出します。

魅力ある景観を守りつつ、活用していくことが大切です。お気軽にご参加ください。

日時 7月30日(木)
14時～16時

場所 県立文学館 講堂

(甲府市真川一丁目5-35)

講師 加藤幸枝氏

演題 人がつくるまちの彩り・地域が育むまちの個性

対象者 どなたでも参加できます。

参加費 無料

申込 次の申込先へ氏名、人数などをご連絡ください。

先着300名

お問い合わせ・申し込み

美しい県土づくり推進室

☎055・223・1325

☎055・223・1857

FAX 055・223・1857

■休日や夜間に子どもの具合が悪くなった時には

休日や夜間に子どもが急に発熱したり、身体に異変が起きた時は、富士・東部小児初期救急医療センターで小児科医の診療を受けることができます。

富士・東部小児初期救急医療センターの受診は予約不要ですが、必ず電話連絡した上で受診してください。

平日 19時30分から23時30分
土曜 14時30分から23時30分
休日 8時半から23時30分

☎0555・24・9977

歯科、外科的疾患(外傷、やけど、異物の誤飲など)は対応できません。受付時間終了後は、甲府市内の小児初期救急医療センターで対応します。また、県では、医療機関の診療時間外における不安を解消するために看護師による電話相談をおこなっています。受診する必要があるかどうか、また家庭でできる対処法などを助言します。

「小児救急電話相談」

平日 19時から翌朝7時
土曜 15時から翌朝7時
休日 9時から翌朝7時
☎ #8000 (ダイヤル回線の方は055・226・3369)

第65回 “社会を明るくする運動”

～ 犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

毎年7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です。「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行をした人の立ち直りについてみんなで考え、犯罪や非行が起きない社会をつくらうという全国で行われている運動です。

また、国とボランティアが力を合わせて、犯罪から立ち直りを支えていくのが“更生保護”という活動です。

本村では3名の保護司が活躍しています。



／みるべえ／

26

地域おこし協力隊



フットバスと
交流会を催します



7 月12日(日)に富士五湖青年
会議所の方々と久保の遊歩道
の自然観察や川遊び、みなもと体験
館で地域食材を使ったバーベキュー
を催します。

詳しくはチラシ等でお知らせしま
すが、富士吉田等近隣地域の20代・
30代の方々とこの機会に交流した
い方、家族でバーベキューを楽しみ
たい方はぜひご参加を。

今回「川原畑を歩く会」として同
地区の魅力を村内の方とめぐる案
もあったのですが、別の機会となり
ました。こちらは県内の各市町村で
フットバスを作っている甲府のNP
Oと共同で進めようと思っていま
す。
(千々輪岳史)

結婚パーティーを
行いました！



6 月6日(土)、リブレの庭を
お借りして、自身の結婚パ
ーティーを行いました。

前日夜まで降り続いた雨も止み、
無事、屋外パーティーを開催するこ
とが出来ました。

道志村の魅力を五感で感じて頂き
たくことが趣旨だったため、北海道
や鹿児島も含め、140名の知人友
人を、主に村外からお招きしました。
多くの参加者から、「道志村はいい
ところだね。また、来たい!」とお
言葉を頂き、嬉しい限りです。

料理の提供や、準備・運営まで、
協力隊同僚を始め、村内の多数の
方々にご協力を頂きました。本当に
ありがとうございました! 改めて
御礼を申し上げます。(大野航輔)

米づくり2年目!



田 植えが終わり、まだまだ慣れ
ないながら毎日水見をする生
活となりました。自分一人では何分
手が回らないところがあり、地域の
方々にたくさん助けていただきまし
た。ありがとうございます。おか
げさまでなんとか田んぼらしくなり
ました。

食べるものをつくっていると、そ
こに苦労があるためにありがたみが
増しました。またほかの田んぼの様
子や売られているお米がよく目につ
いて、興味の対象が増えました。お
そらくどちらもやらなければなかつ
た自分のなかの変化です。

夕方、水見に行くあたりはカエ
ルと虫たちが言葉では表現できない
ようなガヤガヤとした賑やかさで鳴
いています。その音が夏を感じさせ、
自然と心地よい音楽のように聴こえ
てきます。田舎の良さを感じる瞬間
です。
(中寫拓哉)

狛 師見習い中で
す。狛師さんに
教えて頂きながらわ
なを設置し、毎朝見
回りをしています。先日、初めての
獲物がかかりました。日々いろいろ
な体験をさせてもらっています。獲
れたお肉や皮をどうやって余すこ
ろなく活かすことができるのか、こ
れまで以上に試行錯誤していきま
す。



先日、川原畑の
お茶会で足採
み講座を実施した模
様が山梨日日新聞に
取り上げられました。川原畑のお茶
会では、実際に足採みの効果を実感
してもらったり、気持ち良さを体験
してもらったり、笑いながら楽しく
足採みが出来たので本当に良かった
です。小さな取り組みですが、協力
していただいている皆さんに感謝の
気持ちでいっぱいです。他の地区で
も足採み体験講座を実施しますの
で、またいつでも呼んでください。
また個別の「出張足採み」も引き
続き行っていますので、興味があれ
ば井口までご連絡ください。
(井口陽介)





診療所だより



腸内細菌の変化が糖尿病や肥満につながることをわかってきました

近年、腸内細菌が非常に注目されています。英語も交え「腸内フローラ」とも表されますが、DNA解析の技術が進歩したことにより、一人ひとりの腸の中で生きている1000種類近い腸内細菌の、割合を調べることが可能になってきました。糖尿病や肥満の予防、多剤耐性菌による感染性腸炎の治療に際しても、腸内細菌の改善が効果的であることがわかってきています。動物性蛋白質や脂質の過剰摂取は体に害を与える菌を増やし、糖尿病や肥満になりやすい体質作りをしてしまう一方、食物繊維を多く含んだ食事が良い腸内細菌を増やして健康的な体作りに寄与するようです。単なるカロリー制限やビタミンの摂取以上に、食物繊維を多く含んだ野菜の摂取が健康な体作りにとって重要であることが、科学的に解明されつつあります。野菜をたくさん食べましょう！

7月の予定

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
6/28	6/29	6/30 午前：胃カメラ	7/1	7/2	7/3 研修のため休診	7/4 職員研修
7/5	7/6	7/7 午前：胃カメラ	7/8	7/9	7/10 研修のため休診	7/11 午前中のみ診察
7/12 職員研修	7/13 職員研修	7/14 午前：胃カメラ	7/15	7/16	7/17 研修のため休診	7/18 午前中のみ診察
7/19	7/20 海の日	7/21 午前：胃カメラ	7/22	7/23	7/24 研修のため休診	7/25 午前中のみ診察
7/26	7/27	7/28 午前：胃カメラ	7/29	7/30	7/31 研修のため休診	8/1 午前中のみ診察

- ・月始めには保険証の提出をお願いします
- ・火曜日は9:30~10:30ころまで胃カメラ検査になります
- ・健診日は医師不在の時間があります
- ・木曜日の診療は15:30までの受付となります



裏からの元気づくりにチャレンジしましょう。

村では介護予防の一貫として、各地区で行われているお茶のみ会を推進しています。今年度から村と地域おこし協力隊の井口陽介さんとでタイヤアップし、お茶のみ会の場での足ツボケアを始めます。内容は「自分でできる足指・足首・膝の体操」「ふくらはぎや太ももほぐし」「運動前後の開脚角度を比較しての体操の効果を目で確認」「足もみ施術体験」「足もみローラー機械体験」です。施術を受けて心身ともにスッキリするとともに、日頃から自分でも健康増進に向けたケアができるのが特徴です。足裏からの元気づくりにチャレンジしましょう。

お茶のみ会で足ツボケア

新規事業
村と地域おこし協力隊のタイヤアップ！



気持ちいい〜

村内村民卓球大会の開催

体育協会主催による村内卓球大会が、6月21日(日)午前8時30分から道志中学校体育館において行われ、男女で40名の参加をいただき、熱戦が繰り広げられました。結果は次のとおりです。

男子

優勝 杉本 太一(興譲館高校2年)

第2位 杉本 類斗(道志中3年)

第3位 菅谷 駿介(道志中3年)

混合

優勝 中田 暎子(卓球元気クラブ道志組)

第2位 水越 天陽(道志中1年)

第3位 高瀬 浩子(卓球元気クラブ道志組)

※今大会は女性の参加が少なかった為卓球クラブの方と中学生1年生との交流戦で行いました。



虫歯のない3歳児の表彰、 歯磨き指導が行われました

6月5日(金)保育所において3歳児健診で虫歯のなかった4名のお子さんの表彰を行いました。その後、常盤悟子歯科衛生士から虫歯予防の食事やおやつ、正しい歯磨きの話がありました。園児の皆さんが歯ブラシを上手に使って一所懸命磨いている姿が印象的でした。自宅でも正しい歯磨きの習慣をつけましょう。



左から 山口 岳くん、水越聖人くん
水越悠斗くん、山口 優ちゃん

上手に
磨けてるね!



私の趣味

月下美人のお花

志村 誠子さん(西和出村地区)



月下美人が咲きました。白色とピンク色の大花が開いたときは、一年の手間暇を忘れてしまうくらいの喜びでした。花が開くとたった一日の命の月下美人。また来年もきれいに花を咲かせてほしいです。

道志村フォトコンテスト2015

～ 故郷の魅力再発見!! ～

道志村には四季を通じたたくさんの魅力があります。そんな故郷の魅力再発見するために、村内の四季折々の風景写真、道志村に伝わる伝統芸能、その他道志村の魅力あふれる写真を募集しています。たくさんのご応募お待ちしております!!

募集期間 平成27年7月1日(水)～12月31日(木)

応募方法 道志村観光用ホームページから申し込み下さい。

賞品 金賞・銀賞・銅賞：各1名、参加賞：5名
優秀作品には、道志村の豪華特産品をプレゼントいたします!!

金賞：1万円分、銀賞：5千円分、銅賞：3千円分、
参加賞：粗品

問い合わせ 産業振興課 ☎52-2114
道志村観光ホームページ
URL：<http://doshi-kanko.jp/>



わが家のアイドル

佐藤 里桜ちゃん (川原畑地区)
 平成26年3月5日生
 父 共也さん 母 直子さん

かわいい笑顔♡
 これからも素敵な笑顔
 をいっぱい見せてね



慶弔

お誕生おめでとう (出生)

下善之木 池谷 海里くん
(届出人) 池谷 賢明

下善之木 箱崎 朔くん
(届出人) 箱崎浩二郎

西和出村 池谷桃恵李ちゃん
(届出人) 池谷 讓

「結婚おめでとう」ございます (婚姻)

上善之木 池谷 収さん
 富士吉田市 堀口 歩さん

お悔やみ申し上げます (死亡)

竹之本 山口 文一さん 81才
 谷 相 水越 隆子さん 50才

(5月届出)



学校だより

小学校6年生 修学旅行



スカイツリーからディズニーリゾートが見えて、ガラス床はスリル満点でした! (杉本美羽)



ホテルが予想以上に豪華で、とにかくビックリ! (山口葵)



明月院のアジサイや竹林はすごくキレイではしゃぎました! (杉本唯茄)



子どもたちにとっても、僕にとっても最初の修学旅行。大切な思い出をつくることができました。(ゆうき先生)

ANA工場では、飛ぶためにエンジンの推進力と翼の断面の形と揚力が関係していることがわかり、すごいと思いました。(加藤理大)

ボーイング787は見られなかったけど、初めて飛行機が近くで見られたのでうれしかったです。(星野琉弥)

おじいちゃん おばあちゃん ありがとう!

祖父母参観を実施しました。あいにくの雨でしたが、70名を超えるおじいちゃんやおばあちゃんに来ていただきました。子どもたちは、おじいちゃんおばあちゃんと一緒にもの作りの学習ができてとても喜んでいました。



みんなで協力し合い 友情深めた5年キャンプ

「都留宝の山ふれあいの里」で5年生のキャンプを実施しました。道具から準備をして、カレーを作りました。みんなの力で作ったカレーは格別でした。

